



別送品申告書  
(UNACCOMPANIED PERSONAL EFFECTS STATEMENT)

- この申告書は法的効力を持ち、証明書として使用される場合があります。
- 申告書には、英語（ブロック体）でご記入ください。記載事項への訂正を行った場合は、証明のために氏名のイニシャルを入れて下さい。

警告

麻薬類の持ち込みは禁じられています。オーストラリアへ麻薬類を持ち込んだ場合は、厳重な刑罰に処せられます。虚偽の、又は誤解を招くような申告を税関職員に行った場合は法律違反となり、関連物品の没収や罰金などを含む厳重な処罰が課せられます。

注意

申告書による情報収集の目的や用途、提出先などを明らかにすることは、1988年制定のプライバシー法によって義務付けられています。

情報収集の目的は、入国者がオーストラリアの関税、検疫、保健、野生生物、通貨などに関する法律を遵守しているかを確認するためのものです。

また、1901年制定の関税法、1908年制定の検疫法、2001年制定環境保護および生物多様性保全修正（野生生物保護）法、1988年制定の金融取引報告法などに基づいてこれらの情報が必要とされています。そして、移民・国境保護省において関税その他の税金の額を正しく算出するためにも申告は必要とされています。申告書の回答に空欄があった場合、税関職員または検疫係官が質問を行います。移民・国境保護省または検疫係官は、法律による許可や要請を受けた場合を除き、申告書の内容または申告者により得た情報を漏洩することは禁じられています。

以下の質問に答えてください。

名		姓	
オーストラリアでの滞在先、または予定滞在先の住所及び電話番号			生年月日
性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性	パスポート番号	発行国	
この申告書に該当する同伴家族 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者		配偶者の氏名	
配偶者のパスポート番号		18歳未満の子供の人数	

オーストラリアへの渡航方法

航空会社・便名、又は船舶名	到着地（港、又は空港）
到着日、または到着予定日	出発国

オーストラリア国民又はオーストラリア在住者のみご記入ください。

滞在していた国の名前（複数ある場合は全て）	オーストラリア国外で過ごした期間
-----------------------	------------------

別送品の輸送方法

- 郵送  航空便  船便（航空便、又は船便の欄に印を付けた場合は、次の質問にも答えて下さい。）

（梱包の個数）  個がオーストラリアに到着、又は到着の予定

航空会社・便名、又は船舶名	到着地（港、又は空港）	到着日、または到着予定日
コンテナ番号	船荷証券、又は航空貨物運送状の番号	別送品取扱い会社名

別送品の通関手続

別送品の通関手続は、所有者本人による手続き、または手数料を徴収して手続きの代行を請負う、免許を有する通関業者によって行われます。また、本人が代理人（家族や知人など）を立てることも可能です。代理人を立てる場合は、その人の詳細を次の欄に記入してください。

姓	名		
住所	電話番号		
代理人は税関における通関手続を行う際、代理人の身元を証明する下記の身分証明書のいずれか一つを持参する必要があります。			
運転免許証の番号	発行場所	又は	パスポート番号
			発行国

申告

上に記載の事項には、私の知り得る限りの情報が提供されており、虚偽や誤りの無い内容であることを宣誓します。

署名	日付
----	----

**重要**

該当するボックス欄の全てに✓の印を付けて下さい。3～8項までのいずれで、「はい」のボックス欄に印を付けた場合や、特定の物品について申告を行う必要があるかどうか判らない場合は、各質問の下にある欄にその詳細を記入して下さい。記入欄のスペースが足りない場合は、別紙に記入して申告書に添付して下さい。また、別送品は検査を受ける可能性があるため、通関手続の際には別送品を入れたスーツケースや箱などの鍵を忘れずに持参して下さい。

**1項**

オーストラリアへの滞在目的

- 観光のみ →
- 短期のみの在在 →
- 永住者としての在在を再開、またはオーストラリア国民としての帰国
- 永住者としての在在を新しく開始
- 海外在住のオーストラリア国民として、一時帰国

**2項**

別送品の梱包は本人が行いましたか。

- はい
- いいえ →

梱包の中身を、全て知っていますか。

- はい
- いいえ →

梱包の中には、本人または本人のオーストラリア入国時の同伴者以外の人の所有物が含まれていますか。

- はい →
- いいえ

**3項**

別送品には、オーストラリアでは持ち込みが制限されている、次のような物品が含まれていますか。

全ての薬物類 例の一部: DHEA、麻酔薬、幻覚剤、アンフェタミン(中枢神経刺激剤)、バルビツール剤(鎮静・睡眠薬)、精神安定剤、ステロイド剤やその他、パフォーマンスを一時的に高めるような作用のある薬

- はい  いいえ
- 

武器類 例の一部: ライフルや拳銃(エアピストルやエアライフルも含む)などの銃器やその部品、弾薬、モデルガン、飛び出しナイフ、短刀、プラスチックナックル(指関節にはめる帯状の金属片)、武具

- はい  いいえ
- 

野生生物(例の一部: 爬虫類/蛇、象、サイ、ネコ科の動物、クジラ、イルカ、シマウマ、レイヨウ、シカ、サンゴ)を使用して作られた製品

- はい  いいえ
- 

良識ある成人に不快感を与える可能性のある物品(公序良俗に反する物品) 例の一部: 児童ポルノや、児童虐待となるような製品、犯罪や暴力、薬物の誤使用を奨励、促進、先導するような物品、性的な(獣性を含む)物品

- はい  いいえ
- 

上に記載の事項には、私の知り得る限りの情報が提供されており、その内容は虚偽や誤りのないものです。そして、この申告書に含まれる質問の全てを理解していることと、それらに対し虚偽や誤りのない回答を行ったことを宣誓します。

署名	日付
----	----

4項

別送品には、下記のものが含まれていますか。

1万ドル以上のオーストラリア通貨及び／又は1万オーストラリアドルに相当する額の外国通貨

はい  いいえ

「はい」と答えた場合は、その額をオーストラリア通貨の単位で記入して下さい。

薬類 (医師や薬局が処方したものとそうでないもの両方を含む) 例の一部:ハーブなど

はい  いいえ

「はい」と答えた場合は、その薬類を記入して下さい。

5項

別送品には、下記のものが含まれていますか。「はい」と答えた場合は、その品物の詳細を下の表に記入して下さい。

葉巻、タバコ類

はい  いいえ

蒸留水、ビール、ワインなどや、その他酒類

はい  いいえ

自動車、オートバイ、トレーラー、船舶類

はい  いいえ

本人、または本人のオーストラリア入国時における同伴者以外の人の所有物

はい  いいえ

販売、賃貸、レンタル、交換など、商用を目的とした物品

はい  いいえ

本人の所有期間が12ヶ月に満たない物品

はい  いいえ

記入欄のスペースが足りない場合は、別紙に記入して申告書に添付して下さい。

品物の詳細	価格、又は見積り価格(豪ドル)	購入日

**重要** 本人の所有期間が12ヶ月に満たない物品は、全て申告される必要があります。これらの申告物品に対しては、関税及びその他税金の賦課決定が行われます。これらの物品の申告漏れには、処罰が課されます。詳細については、[www.border.gov.au](http://www.border.gov.au) をご覧下さい。

6項

本人、または本人のオーストラリア入国時に同伴する家族は、オーストラリアへの別送品送付から遡ること一ヶ月以内に、牧畜動物の収容場所(農場、研究所、保護区、家畜売場などを含む)や、屠殺場、食肉加工の工場を尋ねたことがありますか。

はい  いいえ

上に記載の事項には、私の知り得る限りの情報が提供されており、その内容は虚偽や誤りのないものです。そして、この申告書に含まれる質問の全てを理解していることと、それらに対し虚偽や誤りのない回答を行ったことを宣誓します。

署名	日付
----	----

7項

別送品には、動物検疫法や野生生物の輸出入に関する法律に従うべき以下のようなものが含まれていますか。

生きた、または死亡した動物(哺乳類、爬虫類、魚類、鳥類、虫類等やそれらの体の一部)、動物の派生物(羽根、皮、角、殻、生きた卵、精液、胚など)

はい  いいえ

「はい」と答えた場合は、それらを記入して下さい。

全ての種類の食品(食用に適する物品の全てを含む)

例:肉類、家禽、卵、乳製品、乳児用食品、ペースト、ソース、飲料水、非アルコール飲料

はい  いいえ

「はい」と答えた場合は、それらを記入して下さい。

馬やその他の動物に使用する道具

例:鞍、手綱、鞭、はみ(首輪)、ブラシ、寝床用のブランケットや敷物

はい  いいえ

「はい」と答えた場合は、それらを記入して下さい。

生物学上の標本

例:ワクチン、培養組織、血液、細胞サンプル、細胞系、精液、胚

はい  いいえ

「はい」と答えた場合は、それらを記入して下さい。

8項

別送品には、植物検疫法に従うべき以下のようなものが含まれていますか。

植物(生きているか、いないかを問わない)や、その一部

例:果物、ナッツ、種子、球根、葉、木製品、植物を材料として作られた製品、切り枝、花、キノコ類、菌類、藁(わら)、竹類、ハーブ、茶類

はい  いいえ

「はい」と答えた場合は、それらを記入して下さい。

家具やその他の製品で、木、籐、竹などでできたもの

はい  いいえ

「はい」と答えた場合は、それらを記入して下さい。

土や土壌、それらを含む物品、岩石や鉱物などの見本

はい  いいえ

「はい」と答えた場合は、それらを記入して下さい。

藁(わら)、木などでできた梱包材(木屑やおが屑などを除く)

はい  いいえ

卵・果物のカートンで梱包に使用されたもの

はい  いいえ

上に記載の事項には、私の知り得る限りの情報が提供されており、その内容は虚偽や誤りのないものです。そして、この申告書に含まれる質問の全てを理解していることと、それらに対し虚偽や誤りのない回答を行ったことを宣誓します。

署名	日付
----	----

FOR OFFICIAL USE ONLY

Goods declared	Action taken
ICD number:	